

① 空き家及び特定空家等（土地）の状況と対策について

空き家及び特定空家等に関してはこれまで数回質問をしてきました。その結果、本町におきましては、令和3年に長与町空家等対策の推進に関する条例が制定・施行されました。また国会におきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法が新たに改正され、令和5年12月に施行されました。令和6年4月1日より不動産における相続登記が義務化されたことにより、住民における周知等も必要とされます。長崎県におきましては、令和5年の空き家数は113,000戸で、空家率は17.3%、平成30年より11,500戸の増となっており、全国平均13.8%よりも高い状態であります。また長崎空き家deミライ創出事業が令和6年度予算に組み込まれ、市町との連携事業が開始されております。そこで、本町の居住等の使用がなされていない常態化している空き家の可能性が高い家屋、そしてそのまま放置すれば倒壊する状態で、放置することが不適切であると認められる特定空家等など、地域住民の生命や身体・財産の保護、防災、防犯対策など生活環境に深刻な影響を及ぼさないためにも、拡大しつつある空き家及び特定空家等の早急なる対策が望まれます。そこで、現在の状況や問題点、また今後の新たな対策についてお聞きします。

- (1) 空き家及び特定空家等となる原因や現在の認定状況や認定数、その他可能性の高い今後の空き家の状況について聞く。
- (2) 長与町空家対策協議会における空家等対策計画などの策定取組状況や措置について聞く。
- (3) 高齢者の孤独死した後の不動産（家屋や土地）の相続放棄が全国で26万件になり、空き家の増加に拍車をかけているが、代執行した事例や相続土地国庫帰属制度の活用など空き家を増やさないための対策や、町民への制度の周知や理解促進などについて聞く。
- (4) 相続不動産の登記が義務化されたことで本町での周知状況等を聞く。
- (5) 長崎空き家deミライ創出事業を本町も活用し、県や民間と協力しソフト事業やハード事業などに取り組む考えはないのか聞く。